

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第9回/家裁第10回)

1 開催日時

平成20年5月22日(木) 午前10時から午後0時まで

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 江口まさよ, 乙守三千代, 片山良広(委員長), 樺山美喜子
上木原みちこ, 辰村吉康, 中村憲一, 平島正道, 増田秀雄

(家裁委員) 緒方直人, 片山良広(委員長), 鈴木千帆, 高田慶子, 橋爪香苗
藤崎竜子, 光安善樹, 森 雅美

4 議事

(1) 新委員自己紹介(上木原みちこ, 平島正道, 鈴木千帆, 橋爪香苗)

(2) 議事

別紙のとおり(○委員長, ■A~J委員, ▲事務局)

(3) 次回期日

平成20年12月18日(木) 午前10時から午後0時まで

(4) 次回テーマ

裁判員制度について

(別紙)

【今回テーマ】

裁判員制度について（意識調査の結果を踏まえた意見交換等）

- 本日の委員会では、最高裁判所が本年1月から2月にかけて実施した「裁判員制度に関する意識調査」の結果を踏まえて、意見交換を行いたいと考えています。

具体的には、国民の裁判員裁判への参加意欲を高めるために、「心理的な不安を解消するには、どうしたらよいか」、「今後の広報・啓発活動の在り方はどうあるべきか」、この2つの点について御意見を伺いたいと考えています。

それでは、御意見を伺う前に、まず、意識調査の結果概要等につきまして事務局から説明いたします。

- ▲ 意識調査の結果について概要を説明させていただきます。

この意識調査は、これまでの広報活動の成果を確認するとともに、今後の広報活動に生かして裁判員制度の円滑な実施につなげることを目的として、各地裁の管区ごとに210人を選び、全国で計1万500人に対して訪問調査を行いました。

調査は、「裁判員制度に関する認知事項」、「裁判員制度の認知経路」、「裁判員として参加する場合の心配及び支障」、「裁判員制度への参加意向」の大きく4つの項目に分けて行いました。

まず、「裁判員制度に関する認知事項」の調査結果を申し上げますと、裁判員制度に関する基本的な事項10項目（1、裁判員制度がもうすぐ始まる 2、国民が裁判官と一緒に有罪・無罪等の判断を行う 3、有権者は原則として誰でも選ばれる可能性がある 4、裁判員としての職務に法律の知識は不要である 5、70歳以上・重要な仕事・介護養育等を理由に辞退可能 6、裁判員等選任手続期日の6週間前までに通知が届く 7、約7割の事件は3日以内に終了する見込みである 8、何人も裁判員の名前や住所等は公にしてはならない 9、裁判員は守秘義務を負うが法廷でのことは話してよい 10、裁判員・裁判員候補者には旅費や日当が支給される）について「全く知らない」と答えた方は10.5%でした。逆にいえば、9割の方が裁判員制度について何らかの知識を有しているという結果になっています。

「裁判員制度がもうすぐ始まる」ことについては85.7%の方が認知しており、連日、テレビ・新聞等で報道されている結果だと思われます。逆に、「裁判員等選任手続期日の6週間前までに通知が届く」、「約7割の事件は3日以内に終了する見込みである」という項目については、10%台と低い認知度となっています。また、年代別では、70代以上の方が平均よりも認知度が低いようです。

次に、今回の調査で基本的な10の事項を示しましたが、これが裁判員制度に関して役に立つかどうかについては、非認知者ベース（全く知らない）でアンケートを行った結果、約9割の方から役に立ったという回答が得られました。この調査自体がピーアールにつながったと考えられます。

「裁判員制度の認知経路」については、全般的に見ると圧倒的にテレビで知った方が多く、続いて新聞という順になっています。特徴的なところでは、年代別に見ますとテレビに関してはあまり大きな差はないのですが、新聞については50代をピークに年代が高くなるにしたがって割合が高くなっています。また、インターネットに関

しては全国的な傾向ですが、年代が低くなるにしたがって割合が高くなっているようです。

続きまして、「裁判員として参加する場合の心配及び支障」の内容について申し上げますと、「判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」というものが上位を占めています。また、アンケート調査の中で認知項目数が多かった方に関しては、心配・不安が低く、かつ、参加意向が高いという傾向が全国的に見られます。

「裁判員裁判への参加意向」について、「参加したい」、「参加してもよい」、「義務なら参加せざるを得ない」というようなくくりでいうと、約58%の方々が参加されるだろうという集計結果になっています。

以上の集計結果で分かったことですが、裁判員制度の認知についてはかなり進んでいることが分かりました。また、「義務なら参加せざるを得ない」も含めれば、20代から60代の方の約68%が参加意向を示しています。

なお、参考までに、この調査では、70代以上の参加意向が低いということが明らかになっていますが、この原因は何かというと、法律上、70歳以上は辞退できるという情報がかなり知られているからではないかと思えます。

また、男性より女性の参加意向が低いということも明らかになりましたが、調査結果から、女性は男性に比べて参加に対しての心配とか心理的不安が高いという結果が出ています。このことが参加意欲の低さに影響しているのではないかと考えられます。また、首都圏より地方の方が参加意向が低いという調査結果も出ています。

調査結果の概要説明については、以上でございます。

- それでは、ただいまの事務局の説明も踏まえて、心理的な不安や心配をどう解消していくか、また、参加意欲をどのようにして高めていくかについて、委員の方々の御意見等をお聞かせください。どなたからでも結構ですので、自由に発言をお願いします。

- A 今、アンケート調査結果をお聞きしましたが、私どもの大学でも模擬裁判を実施し、一般市民の方にも傍聴していただき、その時にアンケートを取らせていただきました。市民の方の参加が200人あり、そのうち140人の方にアンケートに答えていただきました。そこでは、偶然と申しますか、先ほどと同じような結果が出ました。裁判員制度が市民参加のために導入されたことに対する理解、あるいは認知をされているということについては、相当理解が進んでいると思えます。

しかし、実際に自分が選ばれて裁判員としての責務を全うするということについては、多くの方が不安とか負担意識を抱いています。そういったことが私どものアンケートの結果にも出ています。

それから、心理的不安の問題ですが、人を裁くということ、自分が専門の裁判官でないのに人を裁くということの職責の重大さに非常に不安を感じているということです。

また、事務局からの説明で、制度の導入や参加意欲は男性の得点が高く、反対に負担感とか責務は女性の得点が高くなっていることについても、私どものアンケート調査結果と同じような結果となっています。

裁判員制度導入ということについては相当認知されていますが、裁判員として参加

するという意識をどのように高めていくかということが、この一年の課題だろうと感じています。私どもがお役に立てるとすれば、模擬裁判とか、そういったものを通じて啓発していくしかないかと思えます。

もう一つ感じたことですが、10年先を見据えて、今の高校生とか中学生を対象に重点的に啓発を進めていくことが大切だと思います。学生達が成人になった時にスムーズに裁判員裁判に参加する気持ちになるような長丁場の啓発といいますか、腰を据えて取り組まなければならないと感じました。

現在、私どもも何とかお役に立ちたいということで、中学生を対象にした裁判員制度の啓発・教育に挑戦してみようかと考えているところです。

○ ありがとうございます。

法教育に関する提言だと思います。10年先を見据えて中学生や高校生を対象にして、裁判員制度の理解、参加意欲が高まっていくような教育の在り方について御意見をいただきました。裁判所としても、可能な限り、中学校とか高校で裁判所の社会見学に来られたとき、あるいは、要請があった場合は学校に出向き、できるだけ分かりやすく裁判の仕組みや裁判員制度の話をさせていただいていますが、今後とも継続していきたいと考えています。

■ B 本当に初歩的な質問ですけれども、アンケート調査の「裁判員として参加する場合の心配及び支障」の中で、「裁判に参加することで仕事に支障が生ずる」、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生ずる」ということに対して心配しているという事実があると思うのですが、例えば、ある企業に働いている人が裁判員として選ばれた場合、その企業としての義務とか勤務の取扱いを教えてください。

それから、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生ずる」ことについて、主婦の中でも子育てをしたり、介護したりする人にとっては3日間もの拘束は厳しいものがあると思います。例えば、短期の保育所入所を認めるとか、そういう地域としての合意が必要ではないでしょうか。

○ 理念的なことばかり言っても、皆さんが具体的に心配されていることについてのバックアップ態勢をきちんとしなければ参加することができないということが、実際問題として出てくるのだらうと思います。

事務局の方で、この点について説明をお願いします。

▲ 裁判所では、企業に勤めている方々が、裁判員制度に参加しやすいよう企業訪問を行い、就業規則の中に休暇制度を作っていただくようお願いをしています。これは、全国的に取り組む必要があることから、最高裁や法務省が経団連等のトップに働きかけを行い、そこから各県の経済団体等に働きかけていただいています。鹿児島県でも南日本銀行、鹿児島銀行、タイヨーが導入したと新聞等で報道されていました。なお、訪問したときに就業規則を作ると回答された企業もあれば、始まるまでに作ればいいと回答された企業もありました。また、個人経営の商店とかは非常に厳しいような感じがいたしました。

次に、育児の関係や高齢者や身体の不自由な方の介護の問題については、関係部局の方と調整に着手しておりますが、最終的な結論というところまでは至っておりません。鹿児島市でいえば、育児の関係で鹿児島市の子育て推進課と何回か折衝し、一時

保育の関係や広域保育の関係の実態把握に努めているところです。今後は、厚生労働省と連携を取りながら、環境整備に努めてまいります。

また、介護の方についても県・市の各部局と折衝しておりまして、急ピッチで進めていかなければならないということで認識は一致しています。制度が始まる前までには何らかの形で、情報提供ができるような枠組みが整えられるよう県・市と話を進めていきます。

- 企業の従業員が裁判員を務めるために、必要な休暇を取ることは法律で認められています。企業イメージとしては、休暇制度を設けること自体プラスになると思います。

また、介護・育児の関係についても、特に乳幼児を一時的に預けられる所を確保しなければなりません。厚生労働省からの働きかけがあれば、それを踏まえて確保に努めたいと思います。

- C 個人的な提案ですが、働いている方は有休を取れば問題はないのですが、子育てとか介護をしてる主婦の方は、家族の応援をもらって行くという形になります。主婦の方が参加する場合、御主人が有休を取り、3日間家庭を顧みるといいますか、家事を経験してもらおうというようにできればいいと思います。単発で裁判員制度だけが走る、子育て支援だけが走るのではなく、一つのチームの形で一致団結したいろいろな枠組みができていけば、いろいろマイナスに感じている方や参加することを重く思っている方も、参加することで男性が家庭に入るきっかけになったりと、思わず良いことが生まれたんだというような結果が生じ、ひいてはやってみようかと思う人が多くなっていくのではないかと思います。

- D 鹿児島島の調査結果では、「義務であっても参加したくない」という比率が全国平均よりも少し高いわけですが、義務だから参加するという数字はそう大きく違わないようです。個人的な感想ですが、裁判員制度について「参加したい」という数字が高くなるのは異常なことであって、「義務だから参加する」という数字が多く出るのが自然な姿だと思います。

男性の方は、仕事に支障が生じるが42.3%と非常に高いのに対して、女性の方は、26.5%と比較的低いですが、認知が深まっていけば解消されていくのではないかと思います。もちろん、それには子育てとか介護に対してのバックアップというものがシステムとしてできなければならないと思います。

- E 調査結果の不安の部分ですが、判決の出し方、評議の在り方が一般の方によく見えていない部分があると思います。アンケートの設問の表現の中にも被告人の運命を決めるとか、素人に裁判が行えるのかという部分があり、これでは不安を持ってしまうのではないかと思います。

法律的な判断というのは、これまでのように裁判官が行い、事実があったか、なかったかという事実認定を裁判員は行うということですが、その中で、あくまでも一般的な生活者の目線で意見を述べてもらう場であるということをもっと全面的に出してもらい、専門的な知識ではなく、今まで人生の中で培ってきた経験とか感覚みたいなものを裁判の中に取り入れたらいいのですよということを前面に出し、また、アンケートの中の認知事項の中で、例えば「日当が支払われる」というような情報もある程度伝えるべきものではありませんが、そもそも何故、国民に参加してもらうのかという

背景と制度目的をもっと前面に出していく方が必要なのかなという気がします。

- 事実があったのかなかったのかという判断は、皆さんそれぞれが社会経験の中で、意識するしないにかかわらず、これまでやってきたことです。法律家・裁判官が当然と思いついていようようなことがあるとすれば、それを違った角度から指摘することによって議論が深まる、そういったことが期待されています。

- F 心理的な不安というか、責任が重いと皆さんが感じるの、やはり死刑判決にかかわるのが一番大きいことではないかと思ひます。

裁判員制度が始まった後、実際経験された方の経験を社会にフィードバックすることが大事で、それが制度が根付くかどうかにかかわってくると思ひます。そのようなシステムが大事なことではないかと思ひます。

- 今後、制度が根付いていくには必要なことだと思ひます。裁判員を経験した方が大変だったとか、心配していたけれども何とか務められたとか、思っていたほどではなかったとか、いろいろなプラス、マイナスの御意見があると思ひますが、それを聞いていかなければならないと思ひます。

- G 職場の人間にアンケート調査の内容を個々に聞いたところ、調査の内容とほぼ同じ結果が出ました。参加したくないという人が大半でした。その中で、今回の課題の「心理的な不安を解消するにはどうしたらよいか」ということなんです、資料の新聞記事の内容も同様の意見が掲載されているわけですが、これに対しての回答はどうなっているのでしょうか。

例えば、「判決で被告人の運命が決まる」、「責任を重く感じる」ということに対して、新聞等の連載で、このことに対してはこういうことですよというように掲載する方法もあると思ひます。不安を払拭するには、もっと情報提供がほしいということでした。私達自身も裁判員制度をもっと真剣に考えなければならぬとは思ひているのですが、不安だけが先に来て、それに対して何か目につくものはないか、もっとピーアールのことをやっはてはどうだろうかと思ひます。

心配事の解消という点で、実際、裁判所でどういふことをするの、また、自分達の任務はどうなの、分かっているようで分かっていない人が非常に多いと思ひます。

- 制度そのものについて広報活動をもっと行うことはもちろんですが、どこにいったら詳細な情報が手に入るのかについて事務局の方で説明をお願いします。

- ▲ 皆様の疑問に答えたり、詳細な情報を提供できるものといえば、パンフレット類が考えられるのですが、パンフレット等については、主に企業等訪問の際に配布しています。また、自治体等にも配布して窓口においてもらっています。県民全員に配布することは難しいですが、できる限り要請のあるところには配布したいと考えています。

- いろいろなフォーラムとか説明会を実施していますが、そのような会があること自体知らない場合もあるだろうと思ひます。

また、各自治体の広報誌への記事の情報提供等も行っていますが、ある程度関心をもってもらわないと記事が目にとまらない、あるいは自治体等にパンフレットが置いてあっても目にとまらないということがあると思ひます。

- H 私の周りにいる若年層の意見は、制度に参加したいかどうかというよりも、始まるのは知っているけれど何をすべきかが分からないという世代ではないかと思ひます。

テレビ・新聞等の広報で、あと1年で始まるという報道がされており、目にする機会は多くなってきたので、制度が始まるという認知を目的とした広報はもういいのかなと思います。

アンケートでは、認知項目数が多い人の傾向として、不安等が少ないという結果でしたので、これからの広報の在り方としては、新聞という媒体を見るのも世代が限られていますので、女性という立場から見れば、細かくすべてにわたってというよりも必要なところだけを抜粋して、情報誌・女性向けの広報媒体を活用して、柔らかい形で掲載する広報の時期に来ているのではないのでしょうか。

- C 法曹三者の中に、強いキャラクターを持っている裁判官の方や弁護士の方がいると思います。その方々のキャラクターを前面に出すような広報がいいと思います。例えばワイドショー・報道番組等に出演し理解を求めるということを、この1年されてはどうでしょうか。
- I ビデオ「審理」の視聴をしてから今回の委員会に出席しました。感想としては、感激したり、ほっとしたりだったので、このビデオを多くの方に視聴してもらうのが一番の近道ではないかと思います。そのためには、公民館活動であるとか、PTA活動であるとか、そういう多くの方が集まる所に出向いての広報活動が手っ取り早いのではないかと感じました。
- できるだけそういう機会を多く設けたいと思います。キャラクターに関しては、法曹三者に適任者がいるかどうか分かりませんが、広報としてのピーアール効果はあると思います。

また、不安に対して、「大丈夫」であるということを知りやすく、柔らかく皆さんに見てもらえる形で伝える方策を考えていきます。

引き続き、「今後の広報・啓発活動の在り方はどうあるべきか」という点について、意見交換をしていきたいと思います。御意見を伺う前に、当庁における今後の広報予定等につきまして、事務局から説明いたします。

- ▲ これまでの1年間の広報活動を総括すると、裁判所には裁判所見学の機会を含めて各種団体等から裁判員制度の説明をしてもらいたいという申し入れが月平均10件程度ありました。特に現在は開始まで1年を切ったこともあり、毎週のように申し入れを受けている状況です。

特筆すべきものとしては、ミニフォーラムを昨年から今年にかけて管内5支部で実施しました。各地で100名程度の参加があり、周知活動として大きな効果をあげることができました。また、法の日週間には、志學館大学の全面的な協力を得て、市民参加の模擬裁判を実施しました。

なお、鹿児島県は面積が広く離島が多いため、それらの地域に対する広報活動を強化しなくてはならないということで、ここ1年の間に与論島・沖永良部島・喜界島に足を運び広報活動を行いました。離島につきましては、漁業関連の方とか農業関連の方が多く、昼間は参加が見込めないため、夜の7時から開始する時間設定を行い、説明会と質疑応答等を行いました。

今後の広報活動の予定としては、独立簡裁の所在地を中心に広報活動をしていこうと計画しています。また、就業規則の整備依頼など、引き続き企業に対しても広報活

動を続けていきます。商店街等の中小企業への取り組みも強化していく予定です。

また、当県の産業構造を見ますと、第一次産業が多いという特徴が他の県に比べてありますので、県の農協連・漁協連及び森林組合等に出向きまして、何らかの研修会・総会の機会に時間をいただいて広報活動を行うことを考えています。先日もJAの総会へお邪魔して、ピーアールとアンケート調査を行ってきました。

加えて、制度開始まで1年を切ったこともあり、マスコミの方が関心を持っていることを実感していますので、テレビ・新聞等で特集を組みたいと申し出があった場合は、マスコミの方とタイアップした形で対談とかを一緒に考えていきたいと思っています。

○ 広報活動等を今後どうしていくかという点について、委員の方からさらに御意見をいただきたいと思えます。

■ H 鹿児島でも、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、青年会議所、商工会議所、法人会の青年部などが定例会を行っています。また、企業主やこれに準ずるメンバーの会合というのがあると聞いていますので、出向いて広報活動等の説明をしたり、資料の配布や制度の説明を行っていただくと、企業主側としての心構えと一市民としての心構えについて、一度に多くの方に対して広報ができるのではないかと思います。

■ E ミニフォーラムなどのように、決まった場所で、対象者も決まった方だけというのではなく、繁華街のデパート前・駅前とかの広い場所で不特定多数の市民の方達にパンフレットを配布したり、また、トークショー的なことをして、なるべく広く無関心な方々に対しても広報ができれば良いことだと思います。

○ 職員全員が広報マンにならなければならない時期にきています。あと1年ということで、ますますその必要があるのではないかと思います。

■ A 先ほどのキャラクターの関係では、裁判所よりも弁護士会の方がよいキャラクターをお持ちの方が多いのではないかと思います。

また、裁判所、弁護士会との連携はどうなっているのでしょうか。連携をしながらやっていると、違った観点からピーアールできるのではと思います。

▲ 法曹三者の連携については、地方推進協議会という枠組みが各県にありまして、鹿児島でも月1回ペースで開催しています。それ以外にも適宜電話等で連絡を取り、情報の共有を行っています。

■ A 私ども、裁判員制度の啓発に何らかの形でお役に立ちたいということで模擬裁判をやらせていただきましたが、学生を通じた間接啓発で裁判員制度が広がっていけばと思っています。

■ J 本日は、いろいろと御意見ありがとうございました。

私の前任地は福岡高等裁判所で、本日配布した福岡高裁広報裁判員制度特集号の編集に携わり、また、福岡高裁作成のDVDの編集にも携わってきましたが、まだまだ我々の努力が足りないということがよく分かりました。

裁判員制度というのは、今の刑事裁判に必要な制度であると思っていますが、国民に義務を課すことになり、なかなか広報もしにくいのですが、本日、委員の方々の御意見を伺って我々ももっと頑張らなければならないと思いました。

キャラクターについては、私も含め、他の裁判官にも積極的に出るよう働きかけて

いきますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

- パンフレット等が必要な場合は、事務局の方まで連絡いただければ手配いたしますので、よろしく申し上げます。

予定していた時間が参りましたので、これで委員会を終了させていただきます。本日は、貴重な御意見を伺うことができました。今後の広報活動等の取り組みの参考にさせていただきます。

(以上)